

豊見城市立豊崎中学校 部活動に係る活動方針

豊見城市立豊崎中学校
校長 大城 正篤

1. 学校における部活動の方針

(1) 部活動の意義

部活動は学校の教育課程外の活動ではあるが、学校教育活動の一環として、スポーツや文化活動に共通の興味・関心を持つ生徒が、職員及び外部指導者の指導のもと、自発的・自主的に行うものである。また、異学年での活動は、教育的効果が大きく、生徒にとって学校生活に豊かさをもたらすものである。

(2) 部活動のねらい

- ① 自らの目標に向かってたゆまず工夫し、主体的に努力するところに喜びを感じ、粘り強く最後までやり遂げる生徒を育てる。
- ② きまりを守り、礼儀正しく自主的に活動する中で、より有意義な学校生活を送ることのできる生徒を育てる。
- ③ 異学年による活動を通じて、チームの一員として協力、責任、公正などの態度を養うとともに、望ましい人間関係を築いていこうとする生徒を育てる。
- ④ 日頃から健康安全に気を配り、体力・技能の向上に努めることのできる生徒を育てる。

(3) 部活動、同好会の設置条件及び昇格、廃部について

- ① 本校の教職員数、施設設備等を考慮の上、無理のない範囲で設置する。
- ② 部員数とその種目等の登録人員に満たない場合は、その設置を認めない。
- ③ 部の新設には、同好会としての活動を1年以上継続し、かつ、その活動状況が部活動としてふさわしく良好な場合に、顧問の申請をもとに顧問会にて昇格を検討し、学校長が昇格を決定する。
- ④ 同好会の新設については顧問会で検討の上、学校長が承認する。
- ⑤ 部活動において、部員数が、その種目等の登録人員に満たない場合が常態化し、かつ、今後の改善も望めない場合は顧問会にて降格および廃部を検討し、学校長がこれを決定する。

(4) 部顧問(指導教師)について

- ① 部顧問(指導教師)は原則として全職員部顧問制とし、教師の興味・関心及び学校運営等を考慮の上、学校長が委嘱する。
 - ② 外部からの指導者(コーチ)の導入については、顧問が指導する上で必要な場合、学校長の許可を得て、学校長が任命(委嘱)する
- ※短期間のコーチ指導については、事前に学校長との面談行う。その後、学校長が任命(委嘱)する。

(5) 活動に関すること

- ① 部活動は、顧問(指導教師)がつくことを原則とする。

※外部指導者のみでの活動は学校内に限る。

- ② 顧問は部活動の年間活動計画(活動方針及び年間活動予定表)の作成を行う。また、年間活動計画は部活動説明会(入部説明会)時に 保護者・生徒へ説明し、資料を配布する。
 - ③ 顧問は部活動の月活動計画(月活動予定表)の作成を行う。また、月活動計画は生徒へ配布し、部活動掲示板への掲示を行う。
 - ④ 各部の活動時間は、平日2時間以内、休日は3時間程度とする。(厳守)
 - ⑤ 活動の下校時刻は年間を通して、
月曜日・金曜日「17:10 終了」「17:25 完全下校」
火曜日・木曜日「17:45 終了」「18:00 完全下校」とする。
 - ⑥ 毎週1回、練習開始前や練習終了後に部室や活動場所周辺などの清掃(15 分間程度)を行う。また、毎月第2週目に部室点検ウィークを設定し、部活動担当及び各顧問で協力し部室の点検と整備を行う。 ※部室の破損に対する修繕等の経費支出は各部で負担するものとする。
 - ⑦ 早朝練習及び練習時間の延長は認めない。
 - ⑧ 各部の活動は、原則として週2日の休みを入れることとする。平日は1日(ノ一部活動デー)、休日は土曜日か日曜日のいずれか1日を休みとする。ただし、土日が大会等の場合は、平日に振り替えて休みを入れることとする。 ※平日の休みは基本的に水曜日とする。
 - ⑨ テスト前は部活動停止とする。活動停止期間はテスト終了日の1週間前からとする。
※その週に大会がある部に関しては、保護者の承諾を得た後、学校長の許可を得て1時間程度活動することができる。(特別例外)
 - ⑩ 長期休業中は、まとまった休養日を入れる。(夏季休業:1週間程度、冬季休業:年末年始、春季休業:適度)
 - ⑪ 活動場所については、各顧問で活動場所の調整を行う。
 - ⑫ 部活動顧問がいなくても休日の練習ができる仕組み作りを進める(大会・練習試合を除く)
 - ⑬ 平日の部活動指導を顧問が分担して行うことで負担の平準化を図る。
- (6) 部顧問会・キャプテン会・部活動集会に関すること
- ① 顧問会は職員会議後に行うものとする。ただし、臨時に行うこともある。
(内容:活動報告、その他連絡事項)
 - ② キャプテン会は必要に応じて行うものとする。(内容:活動報告、その他連絡事項)
 - ③ 部活動集会は必要に応じて行うものとする。
- (7) 対外試合等について
- ① 対外試合・講習会等は、顧問の承諾を得て、学校長の許可を得て行う。
 - ② 対外試合・講習会等は、必ず顧問が引率、指導を行う。
 - ③ 対外試合・講習会等へは、顧問・生徒の負担にならないように精選して参加することとする。
- (8) 入部・退部について
- ① 入退部は保護者の承諾を得て、所定の用紙を記入し、顧問の許可を得る。
 - ② 顧問の指導に従わない部員は、除籍の処分を受けることがある。
- (9) 部活動中の事故について
- ① 部活動時は、常に健康管理・安全管理に気を配り、事故が発生しないようにする。
 - ② 万一事故が発生したときは、近くの職員又は職員室へ連絡し、迅速に対応する。
 - ③ 治療費に関しては、『独立行政法人日本スポーツ振興センター』で対応する。

(10) その他、注意事項について

部の生徒が常に豊崎中学校の代表であることを忘れずに、言葉遣いや行動、服装などに気をつけ行動できるように指導を行っていく。また、部活動は教育的な活動であることから、休日の活動や校外での活動でも基本的に校則に準じて活動を行う。

- ① 自転車での登下校を禁止する。また、登下校の際の買い食いを禁止する。
- ② 携帯電話やゲーム機、マンガ、お菓子等、活動に必要なのない物の所持又は持ち込みを禁止する。
- ③ 体育館、運動場、部室、用具室等の清掃や戸締まりは使用した部で行う。
- ④ 雨天時の運動場の使用は、原則として禁止する。もし、使用して運動場が荒れた場合の復元は、使用した部で行う。
- ⑤ 宿泊を伴う活動は、保護者会と合同で計画し学校長の許可を得て行うこととする。
- ⑥ 学校行事・学級活動のある日は、部活動よりも学校行事・学年行事、学級活動を優先する。

(11) 規定違反について

- ① 下記の規定違反をした部または個人は、原則として数日間の指導期間を設ける。
(活動停止等)指導期間中は顧問の裁量で作業等を行う。

※指導は、集団と個人とを分けて行う。

② 規定違反事項

- ア 完全下校時刻を守らなかった場合
- イ 周囲に迷惑をかけるような行為があった場合
- ウ 活動場所の後片づけ、戸締まりができていない場合
- エ 部室の使用が悪かった場合
- オ 服装違反があった場合
- カ 顧問の指導に従えない場合
- キ その他違反事項

- ③ 規定違反の判断は、顧問会が行う。

2. 設置されている部活動名

- (1) 男子バスケットボール
- (2) 女子バスケットボール
- (3) 男子バレーボール
- (4) 女子バレーボール
- (5) 軟式野球
- (6) 男子サッカー
- (7) 女子サッカー
- (8) 男子バドミントン
- (9) 女子バドミントン
- (10) 男子ハンドビール
- (11) ソフトテニス
- (12) 男子テニス
- (13) 女子テニス
- (14) 陸上
- (15) 剣道
- (16) 吹奏楽
- (17) 美術